

各市町村で交渉ひらく

◆岩出市(8/24)

岡田敏晴・支部長をはじめ支部員19人と藤本委員長が出席した。

はじめに中芝正幸・市長は、「同対審答申」がだされ50年が経過した現在、市民意識調査の結果、結婚や就職での差別があり、行政への問合せなど心理的差別が残っている。市では原点到立ち返って「同対審答申」の研修を全職員に実施するとあいさつした。

交渉は、1今後の「同和行政」の考え方について、2差別事件の現状、3東南海・南海地震を想定した防災計画、4保育の課題、5通学路の安全について話しあった。また、本人通知制度が導入され、総人口

◆橋本市(8/26)

53,778人中、48人(8/23現在)が登録している現状について、藤本委員長は「部落問題だけでなく、個人情報や売買され事件になつていふことを伝えなければならぬ」と訴えた。

「同対審」答申50年の年でもあり、11月の同和運動推進月間には答申を中心とした同和問題の研修を全職員対象に実施し、市民向けにも啓発を推進していくと回答された。

◆串本(8/24)
串本町文化会館でおこなわれ、支部役員はじめ支部員、町側からは田嶋勝正・町長らが出席した。串本町における同和行政の位置付けや職員研修、住宅問題、就労問題、防災対策等7項目について要求が出さ

◆同対審」答申要請行動

今年1965年8月に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」、いわゆる「同和対策審議会」答申(以下、「同対審」答申)が出されて50年を迎える。国は、この「同対審」答申をふまえて、1969年に「同和対策特別措置法」を制定し、以後33年間にわたって住環境の整備や福祉対策、産業職業対策、同和地区などの諸施策を実施し、一定の成果をあげることができた。しかし、半世紀という月

橋本支部長から「一日も早いよき日に向かって、市全体をみた回答を求める」とあいさつした。また、県連を代表して宮本修作・書記長から「対県交渉を予定している。市交渉できちんと話していただき、対県交渉にぶつけてほしい」とあいさつした。交渉は、同和向け住宅の建て替えや就労問題・教育の問題について協議した。支部要求については、橋本・伏原の要求について協議され終了した。なお、積み残し分は2次交渉をもつ。

橋本支部長から「一日も早いよき日に向かって、市全体をみた回答を求める」とあいさつした。また、県連を代表して宮本修作・書記長から「対県交渉を予定している。市交渉できちんと話していただき、対県交渉にぶつけてほしい」とあいさつした。交渉は、同和向け住宅の建て替えや就労問題・教育の問題について協議した。支部要求については、橋本・伏原の要求について協議され終了した。なお、積み残し分は2次交渉をもつ。

れた。町は、支部や県とも協力しながら課題解決に努めると回答した。また、交渉に先立って田嶋町長に「同対審」答申50

年にあたっての要望書を渡し、今後とも同和行政にとりくんでいただいたいと要望した。

「同対審」答申要請行動

今年1965年8月に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」、いわゆる「同和対策審議会」答申(以下、「同対審」答申)が出されて50年を迎える。国は、この「同対審」答申をふまえて、1969年に「同和対策特別措置法」を制定し、以後33年間にわたって住環境の整備や福祉対策、産業職業対策、同和地区などの諸施策を実施し、一定の成果をあげることができた。しかし、半世紀という月

日を経ても部落差別は依然として存在し、今日的な課題も数多く残っている。部落差別撤廃に向けて同和行政を推進してきた行政にたいし、その成果と残されている課題を明確にするため、また「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の失効から12年余りが経過した今、これまで実施してきた同和問題解決のための施策についての成果や課題の総括を明らかにするため、県内30市町村長に対し、「同対審」答申50年にあたっての要請行動をおこなうこと

連載(8)

「同和対策審議会答申」

5. 人権問題に関する対策

(1) 基本的方針

日本国憲法は、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されないことを基

本的な人権の一つとして保障し、立法その他の国政の上でこれを最大に尊重すべき旨を宣言している。

しかし、審議会による調査の結果は、地区住民の多くが、「就職に際して」「職業上のつきあい、待遇に関して」「結婚に際して」あるいは、「近所づきあい、または、学校を通じて」のつきあいに際して「差別を受けた経験をもっていることが明らかにされた。しかも、このような差別をうけた場合に、司法的もしくは行政的擁護をうけようとして、その道は十分に保障されていない。

もし、国家や公共団体が差別的な法令を制定し、あるいは差別的な行政措置をとった場合には、憲法第14条違反として直ちに無効とされるであろう。しかし、私人については差別的行為があつても、労働基準法やその他の労働関係法のように特別の規定のある場合を除いては「差別」それ自体を直接規制することができない。

「差別事象」に対する法的規制が不十分であるため、「差別」の実態およびそれが被差別者に与える影

響についての一般の認識も稀薄となり、「差別」それ自体が重大な社会悪であることを看過する結果となつている。

①人権擁護制度組織の確立
基本的人権の擁護を法務省の一内局である人権擁護局の所管事務とし、しかも民事行政を主掌する法務局および地方事務局に現場事務を取扱わせている現在の機構は再検討する必要がある。戸籍や登記事務を扱っていた者が人権擁護の職務に配置されるという組織にも不適当なものがある。

また、基本的人権の擁護という、この広汎で重要な職務に、直接たずさわらない職員が全国で200名にも達せず、その予算もさきわめて貧弱なことが指摘される
②人権擁護委員の推薦手続きや配置されている現状や人権擁護の活動状況等からみて、その選任にはさらに適任者が適正に配置されるよういっそうの配慮が要望される。
③実費弁償金制度等についても、職能を十分にはたせるだけの費用が必要である
④同和問題に対する理解と認識
現状における担当者および委員の同和問題についての理解と認識は必ずしも十分とはいえない。研修、講習等の強化によってその重要性の把握に努力する必要があると認められる。
(次号につづく)

いま「指悩皆喜」真っ最中⑧



そんななかでおこなわれているのが、1年間の目標となる四字熟語を共同で創作する活動。話しあいの結果、リーダーになったマーちゃんの思いを表現した「指悩皆喜」が誕生した。

- (7月) 24/有田、27/湯浅、29/有田川、30/紀の川市、岩出
- (8月) 6/橋本市・九度山、かつらぎ・高野・広川、27/串本・古座川
- (9月) 18/海南、24/上富田、白浜・すさみ
- (10月) 9/田辺・新宮、26/北山村、27/那智勝浦・太地